～補助事業の流れ～

1　事前相談　　お早めにご相談ください

↓

2　事前審査申込書等提出　　締切日までに提出してください（**見積書が必要です**）

↓

事前審査　　市が事業の内容を審査します

↓

3　申請書提出　　必要書類をご準備ください（正式に見積書を用意します）

↓

約２週間　交付決定　　市が申請書を確認し補助事業の可否を決定します

↓

4　事業実施　　交付決定**後**に見積りの決定業者に機械・工事の発注をしてください

↓

5　納品・工事完成

↓

検査　　出来高（部材数量・延長等）を確認してください

↓

6　業者に事業費支払い　　原則として事業費全額をお支払いください

↓

7　実績報告書提出　　終了後、速やかに提出をお願いします

↓

約１か月　補助金確定　　市が報告書の内容を確認します

↓

8　支払請求書提出　　補助金の振込先を指定してください

↓

約１か月

9　補助金入金　　ご指定の口座に振り込まれます

～奨励事業の流れ～

1　事前相談　　お早めにご相談ください

↓

2　申出書提出　　締切日までに提出してください

↓

約１か月　交付決定　　市が申出書を確認し事業の可否を決定します

↓

3　事業実施

↓

事業確認

↓

4　事業終了

↓

5　実績報告書・口座振替依頼書提出　　終了後、速やかに提出をお願いします　奨励金の振込先を指定してください

↓

約１か月　報告書確認　　市が報告書の内容を確認します

↓

6　奨励金入金　　ご指定の口座に振り込まれます



「横浜農場」は、食や農に関わる多様な人たち、農畜産物、農景観など、横浜らしい農業全体を一つの農場に見立てた言葉です。
横浜市では、この「横浜農場」を使い、横浜の農業の PR を進めています。

※1　お申込みが多数の場合、ご希望に沿えないことがあります。
※2　機械等購入、工事の見積り及び発注先は、原則として横浜市内の業者となります。
※3　必要な見積り業者の数は事業の金額や種類によって異なります。

	～100 万円未満	100 万円～1000 万円未満	1000 万円以上
工事の場合	1 者以上	2 者以上	5 者以上
機械等の購入等の場合	1 者以上	2 者以上	3 者以上

★指名競争入札や事業費が 1 億円以上となる場合は別途定めがあります。

※4　**実績報告書は事業終了後、速やかにご提出ください。**原則、**2027 年 2 月 25 日（木）まで**にご提出ください。
※5　申請にあたっては、関係法令等を遵守する必要があります。

横浜みどりアップ計画

2026 年 11 月

横浜市農業振興課　発行

令和8年度　農業振興関係　補助・奨励事業等のご案内

農業者の皆様の営農活動を応援します！！

横浜市では、活力ある都市農業を未来へつなぐため、みなさまの営農活動を支援する取組を行います。また、「横浜みどりアップ計画［2024-2028］」において、市民のみなさまが身近に農を感じる場をつくる取組を行います。

■農業振興関係　補助事業

		事業名	内容
①	●	収穫体験農園の開設支援事業	市民が身近な場所で地産地消を体験できるように、収穫体験ができる農園の整備を支援します。
②	●	共同利用設備等設置支援事業	農景観を良好に維持するために、剪定枝等の堆肥化に必要な機械・設備の導入を支援します。
③	●	直売所・加工所の設置支援事業	市民が身近な場所で農産物を購入できるように、直売所・加工所に必要な設備の導入を支援します。
④		経営改善支援事業	認定農業者の経営改善に必要な機械・設備等の導入や防災のための施設の補強等を支援します。
⑤		スマート農業技術の設備等導入支援事業	栽培の省力化や品質向上などを目指す、スマート農業技術・設備等の導入を支援します。
⑥		周辺環境への負荷軽減事業	周辺環境に配慮した営農を行うために、農地の周辺への農薬の飛散や鳥獣被害の防止に必要な施設等の整備を支援します。
⑦	●	水田保全耕作者支援事業	水田保全活動に必要な機械の導入を支援します。
⑧		新規就農者 農業経営改善支援事業	円滑な営農開始と農業経営の安定化を図るため、営農の初期投資に必要な設備や資材等の導入を支援します。

■農業振興関係　奨励事業等

		事業名	内容
⑨	●	緑肥作物等栽培奨励事業	農景観を良好に維持するために、農地からの土砂流出や土埃の発生を減らすための緑肥作物類の栽培を推進します。
⑩		担い手育成研修支援事業	農業の担い手が、新たな栽培技術等を学ぶための研修を支援します。

●は「横浜みどりアップ計画［2024-2028］」での事業です。

～ 農 業 振 興 関 係 支 援 事 業 の 内 容 ～

予算に限りがありますので、**申請額に対し全額補助が行えない場合**があります。なお、今回の締切日を過ぎても予算に残額がある事業は、締切日を再度設定します。
補助・奨励事業にはその他要件があります。ご利用にあたっては、事業実施の可否についての**事前審査**を行います。事前に見積書など書類の**提出**が必要になりますので、ご希望の方は**お早めに問合せ**先までご連絡ください。

【補助事業】

		事業名	事業内容	補助内容具体例	補助率 「注1」	事業主体	事前審査申込書等締切日	お申込みやお問合せ先
①	● ★	**収穫体験農園の開設支援事業**	農園開設整備	・果樹棚、ﾋﾞﾆｰﾙﾊｳｽ、高設栽培設備などの栽培施設等や農園看板等の設置費 ・農業機械 購入費「注2」	50%以内 （限度額あり）	農業者・農業者団体	**11月30日**	鶴見・神奈川・保土ケ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑の各区の方 横浜市**北部農政**事務所 **農業振興**担当 （都筑区総合庁舎4階） TEL：948－2480／ FAX：948－2488
			果樹苗木育成	苗木の購入費				
			組織活動	市民向け掘り取り体験等実施支援	定額	農業者団体	実施予定日 3か月前まで	
②	●	**共同利用設備等設置支援事業**	剪定枝等堆肥化機械・施設整備	堆肥化の各工程に必要な機械等の購入補助 ①剪定枝等の破砕（チッパーシュレッダー） ②堆肥化（バケットローダー等、堆肥舎設置） ③堆肥化後の散布（堆肥散布機）	80%以内 （限度額あり）	農業者団体	**受付終了**	
					50%以内（限度額あり）	農業者		
				天敵農薬購入費	50%以内（限度額あり）	農業者団体		
③	●	**直売所・加工所の設置支援事業**	直売所・加工所の整備	直売・加工に使用する備品機械等購入費（生産用機械は除く） 直売…自販機、非破壊糖度計、販売台、レジ等 加工…冷凍庫、保冷庫、卓上包装機等	50%以内 （限度額あり）	認定農業者・農業者団体 よこはま・ゆめ・ファーマー	**受付終了**	中・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷の各区の方 横浜市**南部農政**事務所 **農業振興**担当 （戸塚区総合庁舎8階） TEL：866－8493／ FAX：862－4351
				直売：インターネット販売開設初期費用 加工：加工所改修工事費	30%以内 （限度額あり）	環境保全型農業推進者		
④		**経営改善支援事業**	認定農業者の経営改善	・農業用機械・設備（トラクター、耕土改良用機械、施肥・播種用機械、移植・育苗用機械、運搬機等）の導入費 ・生産用施設整備費、備品購入費 ・ 防災のための農業生産用施設の補強等 ・ 新たな作目等に対するパイプハウス、果樹棚、畜舎等の農業生産施設の整備費（工事費含む）	50%以内 （限度額あり）	認定農業者 （認定農業者とリース契約を締結するリース会社）	**受付終了**	畜産農家の方 横浜市農業振興課 **担い手支援**担当 （環境活動支援センター2階） TEL：711－0636／ FAX：721－6356
				・農業用機械・設備（トラクター、耕土改良用機械、施肥・播種用機械、移植・育苗用機械、運搬機等）の導入費	80%以内 （限度額あり）	認定農業者団体		
⑤	★	**スマート農業技術設備等の導入支援事業**	スマート農業技術・設備等の導入	・環境測定装置の導入費 ・CO2発生装置など（環境測定装置が設置されていることなど要件があります）の導入費 ・アシストスーツ、細霧冷房装置、ロボット草刈機、農作物盗難防止用ロボットカメラ等の購入費	50%以内 （限度額あり）	農業者・農業者団体	**受付終了**	
⑥		**周辺環境への負荷軽減事業**	農薬飛散防止対策 鳥獣侵入防止対策	農薬飛散防止対策施設等（防薬網等）設置費 （＊近隣住宅位置等要件があります） 鳥獣侵入防止施設（電気柵、捕獲オリ等）設置費	50%以内 （限度額あり）	農業者・農業者団体	**受付終了**	
⑦	●	**水田保全耕作者支援事業**	水田保全活動に必要な機械の導入	水田用農業機械（水稲用に限る）の購入費	50%以内 （限度額あり）	水田保全耕作者 （締切日までに登録が必要です）	**受付終了**	
					80%以内 （限度額あり）	農業者団体		
⑧	★	**新規就農者農業経営改善支援事業**	新規参入者及び農業者子弟の経営改善	農業機械等・生産資材の購入費 生産施設の整備費 土砂流出防止柵設置等の環境整備費	50%以内 （限度額あり）	①営農開始から満5年以内の認定新規就農者・チャレンジファーマー	**受付終了**	北部農政事務所 **農政推進**担当（①） TEL：948－2477 北部農政事務所 **農業振興**担当（②） TEL：948－2480 （鶴見・神奈川・保土ケ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑の各区の方）
						②親元就農、経営継承や経営分離から満5年以内で49歳以下の農業後継者	**受付終了**	南部農政事務所 **農政推進**担当（①） TEL：866－8491 南部農政事務所 **農業振興**担当（②） TEL：866－8493 （中・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷の各区の方）

【奨励事業等】

		事業名	事業内容	支援内容具体例	奨励金等	事業主体	締切日	お申込みやお問合せ先
⑨	●	**緑肥作物等栽培奨励事業**	緑肥作物等の栽培	イネ科緑肥作物、マメ科緑肥作物、ヒマワリなどの栽培	5千円～1万円/5a （上限-5万円）	農業者	**種まき予定日 1か月前まで**	横浜市農業振興課 **担い手支援**担当 （環境活動支援センター2階） TEL：711－0636／ FAX：721－6356
⑩		**担い手育成研修支援事業**	担い手が新たな栽培技術等を学ぶための研修	研修指導農家への謝礼	指導農家 4.8万円	農業者	**研修開始予定日 1か月前まで**	

「注1」：経営体（個人・法人）に対する事業費の消費税分については、原則として補助対象外です。
「注2」：収穫体験農園で使用する 農業機械は、**5月15日**を締切日とします。なお、「すでに開園済みであること」などの条件があります。果樹棚等の農園開設整備費用を優先するため、申込み状況によっては、ご希望に沿えないことがあります。
・年度の途中に、追加又は新たな募集を行う場合は、横浜市WEBページに情報を掲載します。
・「●」マークは「横浜みどりアップ計画［2024-2028］」の事業です。「★」マークがついている①⑤⑧の事業は、横浜市WEBページから、必要な様式をダウンロードできます。

事業全体に関するお問合せ先	**横浜市農業振興課 農業振興担当** TEL：671－2637 ／ FAX：664－4425	WEBページは **横浜 農業 補助** **検索**